

施設基準等に関する条例制定について

介護保険課

1 趣 旨

- 平成 23 年 5 月 2 日 公布された地域主権改革に係る第 1 次一括法及び 6 月 24 日改正の介護保険法の一部改正で社会福祉施設等の指定基準等は、都道府県条例により定めることとされた。
- このため、県では、国の基準省令を踏まえ、社会福祉施設等の指定基準等を条例及び規則として策定し、施行するものとした。

2 条例施行日等

サービス種別	施行日	備 考
指定居宅サービス	条例・規則とも	広島市・福山市に所在する事業所の指定基準等は、広島市・福山市が策定し施行
指定介護予防サービス	平成 25 年 4 月 1 日	
指定介護老人福祉施設	条例・規則とも 平成 24 年 4 月 1 日	
介護老人保健施設 (人員基準及び設備基準の一部基準は、条例ではなく厚生労働省令で規定)		
指定介護療養型医療施設		
地域密着型サービス	各市町が条例を策定し施行	

3 条例策定の手順

- 厚生労働省の基準省令を、条例及び規則に分類するとともに、基準の見直しを行った。

区 分	概 要
条例	①利用者の人権、身体、財産に影響を与えるもの、②施設・事業の指定又は更新の要件、③指定取消し等の要件となる基準
規則	条例の対象となる基準以外の基準（条例で規則に委任）

- 「基準の見直し」については、人員基準等厚生労働省令の基準に従うべきものと定められている基準を除き、利用者・家族・ボランティア等、事業者、指導監督を実施する者などの視点から、施設設備基準、運営基準を検討した。
- 上記に基づき、基準案を作成し、関係団体、市町及び社会福祉審議会に意見を求めた後、パブリックコメントを経て条例案を作成し、県議会の議決により条例を制定した。

4 条例の概要

- 原則として国の基準省令を踏襲しているが、現基準で表現があいまいなものについては、解釈が基準の趣旨に沿うよう修正した。
- 基準の一部については、県の独自基準を盛り込んだ。(別紙参照)

※ 条例の全文は、県のホームページに掲載しています。(規則は 3 月下旬掲載予定)

: 県[トップページ](#) > [組織ですがす](#) > [介護保険課](#) > 平成 25 年 4 月 施行の県条例について

※ 広島市・福山市が定める指定基準は、次のとおりご確認ください。

広島市: [広島市ホーム](#) > [市民生活](#) > [高齢者・介護](#) > [介護](#) > [介護保険](#) >

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の制定について

福山市: 福山市にお問合せください。(福山市介護保険課)

(別紙)

県独自基準の概要

基準の種類	国基準の概要	独自基準の概要
指定介護老人福祉施設 「居室定員」	1の居室の定員は、1人	1の居室の定員は、 <u>原則として、1人とするが、地域の実情等を踏まえ、知事が必要と認めた場合は、4人を上限とする。</u>
介護老人保健施設 「入退所」	入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努める	居宅介護支援事業者に <u>地域包括支援センター</u> を加える。
介護老人保健施設 「構造設備の基準」	療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、一定の要件を満たしている場合は、準耐火建築物とすることができる。	一定の要件を満たしていても <u>療養室の地階への設置は認めない。</u>
指定(介護予防)短期入所生活介護 「設備及び備品等」	居室等を2階又は地階に設けている場合であって、一定の要件を満たしている場合は、準耐火建築物とすることができる。	一定の要件を満たしていても <u>居室及び静養室の地階への設置は認めない。</u>

※ 広島市及び福山市との基準の比較は「広島県、広島市、福山市における基準の比較表」参照

【記録の整備】『完結の日』の解釈について

県規則の例	県通知の概略
<p>【訪問介護】</p> <p>指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 訪問介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「完結の日」とは、サービスの終了日とする。 ○ 具体的には、訪問介護計画と提供した具体的なサービスの内容等の記録を、訪問介護計画の有効期限の終了日から2年間保存すること。 ○ また、市町村への通知、苦情、事故に関する記録は、「当該記録を用いた対応を終了した日」とする。 ○ なお、介護報酬の請求に関する書類は報酬の最終受領日から5年間保存しておくことが望ましい。

《理由》

- 「完結の日」について従前は「利用者との契約の終了日」と解釈していたが、利用者に対するサービス提供に与える影響と、事業所が個人情報等を長期にわたり保存することのリスク等を勘案し「サービスの終了日」とした。具体的には、介護サービス計画とその具体的なサービスの記録を、介護サービス計画の有効期限の終了日から2年間保存するものとする。
- なお、介護給付費の返還を求める場合の返還請求権は公法上の債権であり、その消滅時効は地方自治法第236条第1項の規定により5年となっている。保険者の介護給付費適正化の適切な遂行のため、また、事業者が介護報酬請求の正当性を証明するためにも、介護報酬請求の根拠となる書類を、報酬の最終受領日から5年間保存しておくことが望ましいものとした。